



鳥取県公報

令和 7 年 3 月 25 日（火）
第 9 6 8 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施（142）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出（143）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	特定農業用ため池の指定の解除（144）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 3
	森林病虫害の駆除命令（145）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 3
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示（1）・・・・・・・・・・ 4
◇ 内水面漁 管委告示	コイの放流等の禁止に関する指示（1）・・・・・・・・・・ 5
◇ 病院局告 示	鳥取県立中央病院警備・受付等業務に係る医療費の収納事務の委託 （2）（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・ 5
◇ 公 告	飼料の試験の結果の公表（家畜防疫課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（境港総合技術高等学校）・・・・・・・・・・ 6
◇ 雑 報	令和 7 年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施（消防防災課）・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第142号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	令和7年5月9日（金）	午前11時から午後3時 30分まで	境港市上道町3000 境港市役所
〃	令和7年5月13日（火）	〃	〃
〃	令和7年5月16日（金）	〃	〃
〃	令和7年5月20日（火）	〃	〃
〃	令和7年5月23日（金）	〃	〃

鳥取県告示第143号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ザグザグ両三柳店 米子市両三柳大沢十六273ほか
- 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 岡山県岡山市中区清水369－2
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 岡山県岡山市中区清水369－2
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年11月14日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,442平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 60台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 8台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 50平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 8.39立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
終日
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 2か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
令和7年3月13日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和7年3月25日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第144号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づく特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	解除の年月日
権現谷堤	西伯郡伯耆町二部1441	令和7年3月25日
佛ヶ谷堤	西伯郡伯耆町福岡2173	〃
上ミ七人塚堤	日野郡日南町下阿毘縁1253	〃
口埴田堤	日野郡日南町神福141	〃
上坂堤	日野郡日南町三吉1289－2	〃
寺堤	日野郡日南町茶屋1025	〃

鳥取県告示第145号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月25日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 若 松 理 恵

- 1 区域及び期間
- (1) 区域
鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）
- (2) 期間
令和7年5月19日から同年7月11日まで
- 2 森林病虫害等の種類
森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び東部農林事務所八頭事務所並びに鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年3月25日

鳥取海区漁業調整委員会会長 板 倉 高 司

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、令和7年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（令和7年3月25日付第202400308718号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなければならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流について次のとおり指示する。

令和7年3月25日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 福 田 一 哉

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、コイを放流してはならない。ただし、採捕した水面に速やかに再び放流する場合、養殖場から持ち出したコイを放流する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認されたコイを放流する場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立中央病院警備・受付等業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年3月25日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
富士綜合警備保障株式会社	鳥取市商栄町405－1	令和7年1月16日	令和7年1月30日	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、令和7年2月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

令和7年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
東伯郡琴浦町川東飼料組合	東伯郡琴浦町金屋大高谷22－83	TMR	令和7年2月	かび毒	デオキシニバレノール及びゼアラレ	無

	川東飼料組合				ノン	
--	--------	--	--	--	----	--

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月25日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 新 田 真 也

- 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」ギャレー復旧 一式
- 契 約 方 式 随意契約
- 随意契約の相手方を決定 令和7年3月7日
した日
- 契約の相手方の名称及び サンセイ株式会社下関工場
所在地 山口県下関市彦島本村町三丁目5-1
- 契 約 金 額 35,860,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 随 意 契 約 に よ る 理 由 緊急の必要により競争入札に付することができないため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号）
- 契約事務担当部局の名称 鳥取県立境港総合技術高等学校
及び所在地 境港市竹内町925

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和7年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和7年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

令和7年3月25日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 長 谷 川 彰 一

1 試験の種類等

（1）危険物取扱者試験

区 分	試験の 種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第 1 回	甲種、 乙種、 丙種	令和7年6月15 日（日）午前10 時から	書面申請	令和7年4月11日（金）から同 月22日（火）まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発 促進センター米子訓練センタ ー（ポリテクセンター米子）
			電子申請	令和7年4月11日（金）午前9 時から同月22日（火）午後11時 59分まで	
第 2 回	〃	令和7年6月22 日（日）午前10 時から	書面申請	令和7年4月11日（金）から同 月22日（火）まで	エースバック未来中心
			電子申請	令和7年4月11日（金）午前9 時から同月22日（火）午後11時 59分まで	
第 3 回	〃	令和7年10月12 日（日）午前10 時から	書面申請	令和7年8月15日（金）から同 月26日（火）まで	〃
			電子申請	令和7年8月15日（金）午前9 時から同月26日（火）午後11時	

				59分まで	
第4回	〃	令和7年10月19日（日）午前10時から	書面申請	令和7年8月15日（金）から同月26日（火）まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
			電子申請	令和7年8月15日（金）午前9時から同月26日（火）午後11時59分まで	
第5回	〃	令和8年3月15日（日）午前10時から	書面申請	令和8年1月16日（金）から同月27日（火）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	令和8年1月16日（金）午前9時から同月27日（火）午後11時59分まで	
第6回	〃	令和8年3月22日（日）午前10時から	書面申請	令和8年1月16日（金）から同月27日（火）まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
			電子申請	令和8年1月16日（金）午前9時から同月27日（火）午後11時59分まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1回	甲種、乙種	令和7年7月20日（日）午前9時35分から	書面申請	令和7年5月20日（火）から同月30日（金）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	令和7年5月20日（火）午前9時から同月30日（金）午後11時59分まで	
第2回	〃	令和7年11月23日（日）午前9時35分から	書面申請	令和7年9月16日（火）から同月25日（木）まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
			電子申請	令和7年9月16日（火）午前9時から同月25日（木）午後11時59分まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp>）

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

米子市古豊千520 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者

ア 甲種 7,200円

イ 乙種 5,300円

ウ 丙種 4,200円

(2) 消防設備士試験

ア 甲種 6,600円

イ 乙種 4,400円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389 (平日午前9時から午後5時まで)

ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料) (平日午前9時から午後5時まで)

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理部消防防災課並びに各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。

(2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。

(3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。